

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 7 月 28 日

支出負担行為担当官代理
北海道森林管理局総務企画部長 石塚 洋介

1 競争に付する事項

本件は、電子調達システム（以下「システム」という。）により行う。なお、システムによる入札によりがたい者は、発注者へ事前に届け出る事により紙による入札（以下「紙入札」という）で参加することができるものとする。

（1）物 件 名

- 第 1 号物件 マウスパッドほか O A 機器類
- 第 2 号物件 マーキングチョークほか現場用品類
- 第 3 号物件 仕切りカードほか事務用品類、生活雑貨類及びオフィス家具類
- 第 4 号物件 モジュラーケーブルほか電気製品類
- 第 5 号物件 安全長靴
- 第 6 号物件 防寒着
- 第 7 号物件 雨合羽

（2）規格及び数量 別紙仕様書（購入数内訳書）のとおりに

ただし、別紙仕様書において「同等品事前確認」を「要」としている品名について規格・品質欄の同等品を納入する場合は同等品であることを証明する書類を令和 8 年 8 月 5 日（水曜日）午後 4 時までに別紙仕様書に示す調達部署の調達担当者あてに電子メール、郵送又は持参により提出すること。

なお、同等品の承認については、北海道森林管理局経理課企画係から連絡する。

（3）納 入 場 所 別紙仕様書（購入数内訳書）のとおりに

（4）契 約 日 落札決定の日の翌日から起算して 7 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）

（5）納 入 期 限 第 1 号物件～第 4 号物件 令和 8 年 9 月 28 日（月曜日）まで 第 5 号物件～第 7 号物件 令和 9 年 1 月 29 日（金曜日）まで

2 競争参加資格

（1） 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の事情がある場合に該当する。

（2） 令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の『物品の販売』又は『物品の製造』において A、B、C 又は D の等級に登録されており、北海道地域の競

争参加資格を有する者であること。

- (3) 北海道森林管理局長等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (4) 入札に関しては以下のとおりとする。

ア システムにより入札する場合

令和8年8月19日（水曜日）午後5時までに上記（2）の証明書類をシステムにより送信しておかなければならない。また、委任状がある場合は、証明書類と併せて送信するか、別途システムにより委任状を登録しておかなければならない。

イ システムにより入札できない場合

本公告に記載された資格を有していると認められる上記（2）の証明書類及び別添「紙入札参加届」を令和8年8月19日（水曜日）午後5時までに5の（1）イに示す場所に電子メール及び送付（持参可）により提出しなければならない。また、委任状がある場合も提出しなければならない。

3 入札の方法

- (1) 前記1に示す物件ごとに入札するので、紙入札の場合は、入札書には物件番号・物件名を明瞭に記載すること。
- (2) 落札額の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

4 契約条項を掲載する場所及び日時

- (1) 掲載場所 北海道森林管理局のホームページ及びシステム上の入札公告の仕様書等

- (2) 日 時

第1号物件～第4号物件 令和8年7月28日（火曜日）午前8時30分

～令和8年8月20日（木曜日）午前10時

第5号物件～第7号物件 令和8年7月28日（火曜日）午前8時30分

～令和8年8月20日（木曜日）午前11時

※入札心得については、北海道森林管理局のホームページ上の次の場所に掲載しています。

[『北海道森林管理局ホームページ＞公売・入札情報＞競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等＞北海道森林管理局競争契約入札心得』](#)

5 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

ア 受領期限 令和8年8月5日（水曜日）午後4時まで

持参する場合は、上記期限までの休日を除く毎日、午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く。）

イ 提出場所 〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

北海道森林管理局 総務企画部 経理課 企画係

電話 011-622-5217

メールアドレス：h_keiri@maff.go.jp

ウ 提出方法 書面の持参、電子メール、システム、又は郵送による（様式自由）。
郵送による場合は、受領期限必着とする。

- (2) (1)の質問に対する回答は、令和8年8月10日（月曜日）までに適宜、北海道森林

管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

6 入札及び開札の日時、場所並びに提出方法

(1) システムにより入札する場合

入札開始日 令和8年8月17日（月曜日）午前9時

入札締切 第1号物件～第4号物件 令和8年8月20日（木曜日）午前10時
第5号物件～第7号物件 令和8年8月20日（木曜日）午前11時
締切後直ちに開札する。

(2) 紙入札の場合

下記日時まで持参、電子メール、郵送による入札を認める。郵便により入札を行う場合は、以下の日時、送付先に入札書が到着するように、郵便（書留郵便に限る）で差し出すこと。

郵便により参加した者についても、再度の入札に参加できることとし、再度の入札日時は電話等で連絡する。

日 時 令和8年8月19日（水曜日）午後5時まで

送付先 〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
北海道森林管理局 総務企画部 経理課 企画係
メールアドレス： h_bid-contact@maff.go.jp

※ 郵便による入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（物件番号・物件名）の入札書在中」と記した上で外封筒に入れて投函すること。

また、外封筒の封皮にも「何月何日開札（物件番号・物件名）の入札書在中」と記すこと。

なお、本公告等に記載された資格等を満たしていると認められる証明書類等を同時に提出する場合は外封筒に同封すること。

※ 電子メールによる入札書は、PDF ファイルとしてメールに添付するものとし、メール本文に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（物件番号・物件名）の入札書」と記した上で送信すること。

なお、電子メールで送付する場合は、押印をせずに PDF ファイルにパスワードを付けて送付し、入札日当日（午前9時～締め切り時間まで）に上記5（1）イへ電話でパスワードを知らせること。

※パスワードのかけ方

<https://www.adobe.com/jp/acrobat/online/password-protect-pdf.html>

なお、本公告等に記載された資格等を満たしていると認められる上記2-（4）-イの書類を同時に提出する場合は入札書とは別メールにより、パスワードを付けない PDF ファイルとして添付すること。

7 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8 落札者の決定方法

予決令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な

入札を行ったものを落札者とする。

9 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 契約書の作成

契約に当たっては契約書を作成するものとし、システムによる契約を可とする。

11 その他

- (1) 本公告に記載のない事項については、仕様書、北海道森林管理局競争契約入札心得及び契約書（案）による。
- (2) システムによる手続き開始後の紙入札への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の了承を得ることにより、紙入札に変更することができるものとする。
- (3) システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合がある。

※「電子調達システム」については、北海道森林管理局のホームページを参照願います。

https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiri/denshi_chotatsu.html

- (4) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、下記をご覧ください。

『[北海道森林管理局ホームページ](#)>公売・入札情報>発注者綱紀保持対策』

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。